

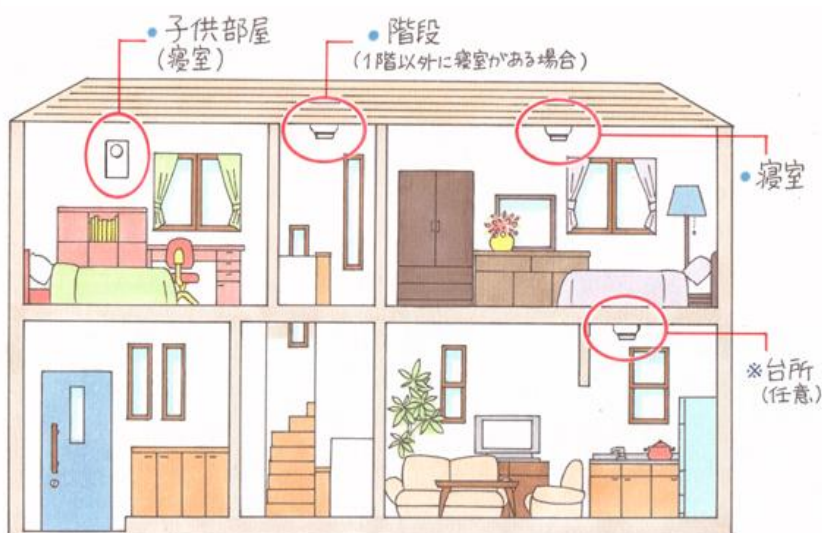
つけましたか？ 住宅用火災警報器！

東山梨行政事務組合火災予防条例により、東山梨消防本部管内（甲州市及び山梨市）すべての住宅に、住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。



火災の逃げ遅れによる死者数は、ここ数年増加傾向にあります。
住宅用火災警報器は、万が一火災が発生した場合に、警報音や音声で火災を知らせ素早く避難することができます。

住宅用火災警報器は住宅火災から **“あなたの命”** を守ります！



◇住宅用火災警報器の設置場所◇

- ・ 火災予防条例では、各寝室と寝室が2階などの場合には階段にも設置が義務付けられています。
- ・ 必要に応じて台所などにも設置するとさらに安心です。
- ・ 取り付けは天井や壁にネジで設置でき、電池式は配線が不要です。

※ 寝室や階段には、煙式警報器を設置しましょう。
(煙を感知して、火災を警報音や音声で知らせます。)

※ 台所には、熱式警報器を設置しましょう。
(熱を感知して、火災を警報音や音声で知らせるもので、日常的に煙や蒸気の多い台所に向いています。)



天井設置タイプ



壁付けタイプ



感度や警報音量など基準に合格したものは、日本消防検定協会の鑑定マークが付いていますので購入の目安としてください。

住宅用火災警報器は、消防用設備取扱店や家電量販店、ホームセンターなどで購入できます。

設置に関する問い合わせは、最寄りの消防署、消防分署まで問い合わせてください。また、住宅用火災警報器を消防職員が販売をすることはありませんので、悪質な訪問販売に十分ご注意ください。